



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	1
○特定鳥獣保護管理計画の策定のための公聴会の開催(八一・自然保護課).....	1
○道路区域の変更(八二～八五・道路課).....	1
○道路の供用開始(八六・道路課).....	3

## 告 示

**秋田県告示第八十一号**  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年二月九日

**秋田県告示第八十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十九年二月九日

○証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(八七、八八・会計管財課).....	3
○証紙売りさばき場所の変更の承認(八九、九〇・会計管財課).....	3
公 告	3
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター).....	3

秋田県知事 寺 田 典 城

一 日時 平成十九年三月六日(火) 午後一時三十分  
 二 場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎 四階 第四会議室  
 三 案件 秋田県二ホンカモシカ保護管理計画及び秋田県ツキノワグマ保護管理計画の策定について  
 四 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部自然保護課(電話番号〇一八―八六〇―一六一三)

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
一般国道	旧	百五号	仙北市西木町西明寺字小山寺三八番六地先から五六番二地先まで	〇・三七〇	〇・三六〇	〇・三六〇
			〃	〇・三六〇		
一般国道	新	百五号	仙北市西木町西明寺字小山寺三八番六地先から五六番二地先まで	〇・三六〇	〇・三六〇	〇・三六〇
			〃	〇・三六〇		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月九日から同月二十二日まで

**秋田県告示第八十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県 道	旧	仁賀保矢島館合線	にかほ市院内字赤坂沢一―四六地先からにかほ市馬場字冬師山四番二七地先まで	五・〇〇〇	一五・〇〇〇	三・四二〇
			にかほ市院内字赤坂沢二―番九からにかほ市馬場字冬師山四番二七地先まで	三・二〇〇		

県道		新			
新	仁賀保矢島館合線	A	にかほ市院内字赤坂沢一四七から字滝尻二番二七まで	五・〇〇〇〇	三・一〇一
			にかほ市院内字赤坂沢二番九からにかほ市馬場字冬師山四番二七地先まで	一五・〇〇〇〇	三・四二〇
		B	にかほ市院内字赤坂沢一四七から字滝尻二番二七まで	五・〇〇〇〇	二・一〇一
			にかほ市院内字赤坂沢二番九からにかほ市馬場字冬師山四番二七地先まで	一五・〇〇〇〇	三・四二〇
旧	仁賀保矢島館合線				
新	仁賀保矢島館合線				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年二月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

県道		旧					新	
旧	大曲田沢湖線	A	仙北市角館町白岩新下掬一七六番地先から田沢湖神代字上大久保七一三三番地先まで	五・〇〇〇〇	二・〇四〇			
			仙北市角館町白岩新下掬一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	一四・〇〇〇〇	一・九二一			
		B	仙北市角館町白岩新下掬一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	一四・〇〇〇〇	一・九二一			
			仙北市角館町白岩新下掬一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	一四・〇〇〇〇	一・九二一			
		C	仙北市角館町白岩新下掬一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	八・〇〇〇〇	〇・八八〇			
新	大曲田沢湖線							

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年二月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域					

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県 道		新	旧
		角館長野線	角館長野線
		仙北市角館町下延切欠田一四七番一地先から一六一番一地先まで	仙北市角館町下延切欠田一四七番一地先から一六一番一地先まで
			A
			B
			〃
			五・〇〇〇〇一八・四〇
			一八・〇〇〇〇四〇・八〇
			一八・〇〇〇〇四〇・八〇
			〇・三三三
			〇・三〇二
			〇・三〇二

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十九年二月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年二月九日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百七号	横手市雄物川町大沢字根田沢三番四から字駒場沢一番五六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年二月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第八十七号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後	変 更 前
売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき人の事務所の所在地及び名称

仙北市西木町小山田字高野二十八番地 仙北連合猟友会	大仙市大曲日の出一丁目四十一番九号 仙北連合猟友会
------------------------------	------------------------------

秋田県告示第八十八号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後		変 更 前	
売りさばき人の住所及び氏名			
秋田市寺内後城七番三十九号 草薙悦子	秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子	秋田市寺内後城七番三十九号 草薙悦子	秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子

秋田県告示第八十九号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後	変 更 前
売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所

仙北市西木町小山田字高野二十八番地 仙北連合猟友会	仙北市西木町小山田字高野二十八番一丁目四十一番九号 仙北連合猟友会
------------------------------	--------------------------------------

秋田県告示第九十号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後		変 更 前	
売りさばき人の住所及び氏名			
秋田市寺内後城七番三十九号 草薙悦子	秋田市寺内後城七番三十九号 草薙悦子	秋田市寺内後城七番三十九号 草薙悦子	秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年二月九日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量 普通四輪乗用車（ワゴン） 十台

- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十九年一月二十九日
- (二) 落札者の名称及び住所  
秋田トヨタ自動車株式会社 秋田市旭北錦町一―十  
落札金額  
千九百八十一万九千八百円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十八年十二月十五日
- (三) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十八年十二月十五日  
落札に係る物品の名称及び数量  
小型四輪貨物自動車(一、八〇〇cc) 三台  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十九年一月二十九日
- (四) 落札者の名称及び住所  
羽後日産モーター株式会社 秋田市保戸野鉄砲町十三―二  
落札金額  
四百四十一万円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十八年十二月十五日
- (五) 落札に係る物品の名称及び数量  
小型四輪貨物自動車(一、六〇〇cc以下) A 一台  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十九年一月二十九日
- (六) 落札者の名称及び住所  
トヨタカローラ秋田株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五―三十七  
落札金額  
百四十一万七千五百円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日

- (一) 平成十八年十二月十五日  
落札に係る物品の名称及び数量  
小型四輪貨物自動車(一、六〇〇cc以下) B 一台  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十九年一月二十九日
- (二) 落札者の名称及び住所  
秋田市寺内字神屋敷二百九十五―三十七  
落札金額  
百四十一万七千五百円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十八年十二月十五日
- (三) 一般競争入札の公告を行った日
- (四) 落札者の名称及び住所  
日産プリンス秋田販売株式会社 秋田市保戸野千代田町六一―二  
落札金額  
四百十三万七千円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十八年十二月十五日
- (五) 落札に係る物品の名称及び数量  
小型四輪乗用車(ミニバン) 二台  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十九年一月三十日
- (六) 落札者の名称及び住所
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十八年十二月十五日
- (八) 落札に係る物品の名称及び数量
- (九) 一般競争入札
- (十) 一般競争入札の公告を行った日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@natsuharansu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄